

Title	殷中期とされている鄭州出土古銅器の性質
Sub Title	On the characteristic features of the ancient bronze vessels unearthed in Cheng ju (鄭州) and held to have been made during the middle period of the Yin Dynasty
Author	梅原, 末治(Umehara, Sueji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.33, No.2 (1961. 2) ,p.1a(123a)- 24(146)
JaLC DOI	
Abstract	<p>As regards the characteristics of the ancient Chinese bronze ritual vessels, the scientific excavations carried out by the Academia Sinica for fifteen times since 1928 at the ancient Yin sites specially at graves in Anyang, Honan Province, showed a great success in discovering the numerous bronzes of exact date. These vessels, belonging to the later half of Yin dynasty, exhibit the various techniques of bronze casting as well as the shapes of various type which had already attained their highest development by that time. They were best proved by the groups buried in the district of the Royal Cemetery of Hou-chia-chuang. Under the Communist China, the old sites of the same kind were newly excavated in recent years in the region of Cheng ju, Honan, which has been told to bear aspects antedating that of Anyang. These sites also yielded the bronze vessels, of which one supposed to represent types which belong to the Middle Yin, and which precede the Anyang group. This view is now widely accepted because of the scientific methods used in the excavation work. However, these Cheng ju groups of bronzes are hardly regarded as preceding those of the Anyang groups, though unfortunately the whole aspect of the latter group has not yet been made public owing to the adversial state resulting from the War. The present article explains and testifies these facts. The Cheng ju group under question, shown in Section II, are all buried in the ancient graves. These graves same in their system from those common in Anyang. And, among the latter group, some of them in the Shaotung district are clearly dated to the later period rather than to the common Anyang graves, while they involve the same kind of bronzes, as is shown in Section IV. Still more, as far as the bronzes themselves are concerned, their shapes and decorations definitely show the conventional types of the Anyang bronzes, and their seemingly archaic technique of bronze casting is considered to show their being later and local products. This is more clearly perceived on the examples of the same kind previously published. Also, if we recall the burial form of Anyang tombs, we notice that the bronzes of this kind are buried in the same manner with which the earthen vessels in the shape of Kuo or Chueh goblets are buried in the simple or immolation graves in Anyang. This fact reveals that this group of bronze vessels noted for the Cheng ju finds are a later product than the Anyang bronzes and locally made for funeral use, 'Ming-Ch'i'. The Cheng ju group itself is considered to be no exception. Thus, the type preceding the Anyang bronzes of the highest standard must be sought in some other direction than the earthen vessels, as has been tried in general, and here we may add our guess that the wooden vessels so numerous found in the Anyang region are the most probable direct prototype of the bronzes. The patterns impressed on the mud block from the Anyang tombs should be observed with utmost attention.</p>
Notes	圖版:鄭州白家莊出土古銅器類, 小屯出土銅器類
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610200-0001

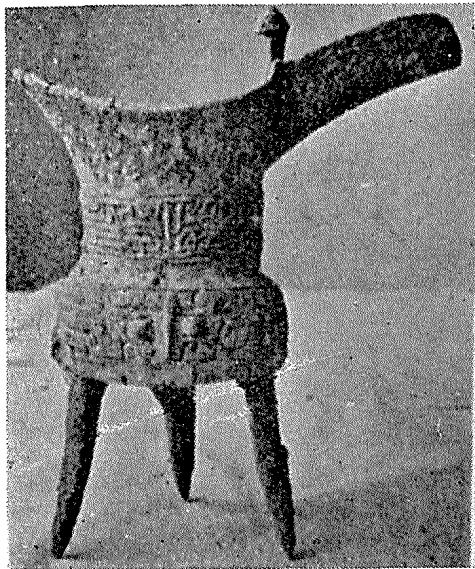
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

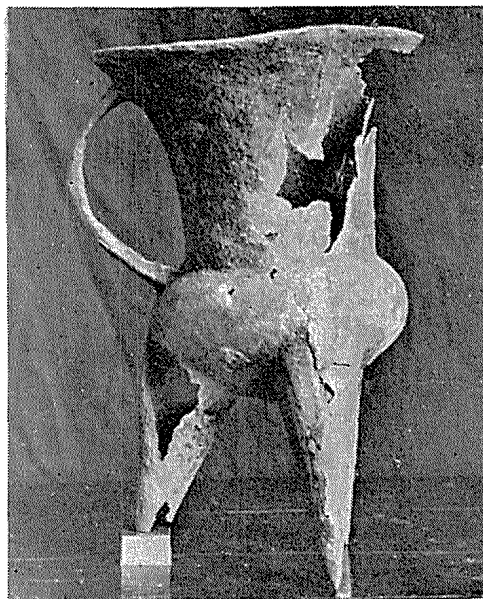
圖版第一 鄭州白家莊出土古銅器類



〔上右〕第三號墓鼎（高一六・七糎）
〔上左〕第三號墓尊（高二七・七糎）



〔中右〕第二號墓罍（高二二糎）
〔中左〕第三號墓爵（高一七・六糎）
〔下右〕湖北省出土罍



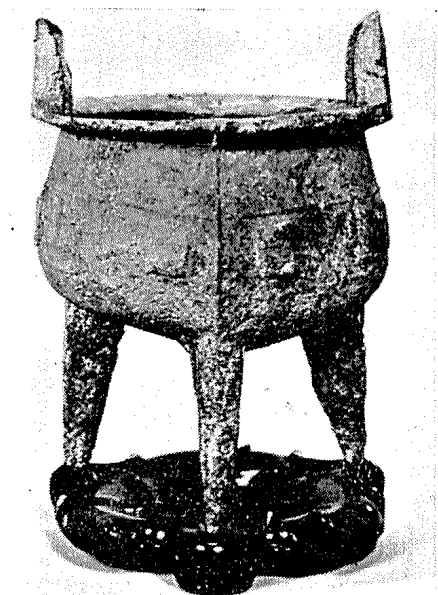
〔下左〕上海博物館爵の一部



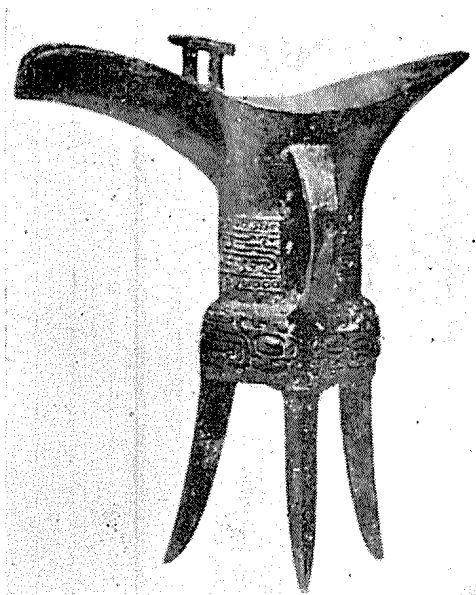
銅罍 (ボストン美術館藏)



鄭州出土銅罍 (ブツカン博士蒐集)



銅鼎 (程琦氏藏)



銅爵 (住友家蒐集品)

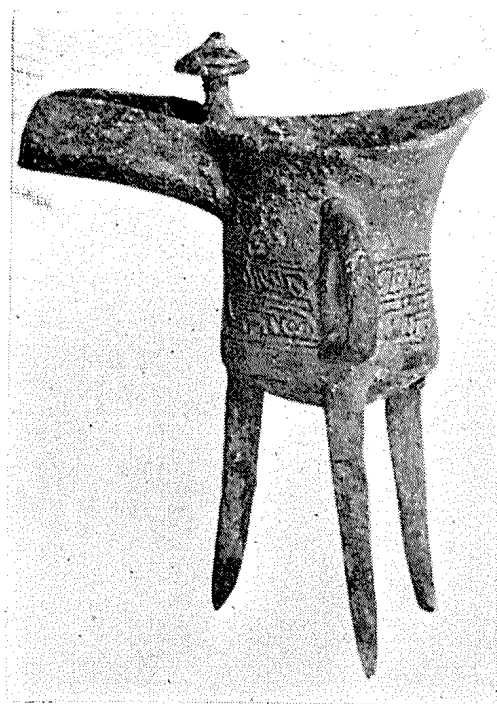


銅鼎 (フランテージ氏藏)



銅罍 (京都某氏藏)

圖版第三
小屯出土銅器類



(上左) 第三一〇號墓爵
(下左) 第三三一號墓觚

(上右) 第三三八號墓鼎
(下右) 第三三三號墓尊

殷中期とされている鄭州出土古銅器の性質

梅 原 末 治

中國に於ける古銅器の新しい研究は、一九三〇年代に河南省安陽での殷墟・殷墓群の大規模な學術調査が行われた結果、殷代後半の確實な遺品が豊富に出土して、一時期を劃することになった。即ち侯家莊西北崗所在の殷大墓群をはじめとして、大司空村・小屯・花園村など各地の古墓からの夥しい出土品に依り、所謂尊彝の類が既に同時代に發達の頂點に達し、特色に著しいものゝあつたことが認められ、それが同時に見出された青銅利器類の示すところと表裏して、廣く古代文化圏での此の國青銅文物の特殊な發展が確められると言う新生面を劃したのである。ところで終戦後なほ安陽での右の重要な發掘結果が充分に紹介されないで過ぎるうち、中共治下になつて行われた同地大司空村の一古墓の發掘が大いに喧傳され、引續く河南省鄭州二里崗をはじめとする鄭州地區での發掘調査の示す様相に、安陽の殷墟に先立つものゝあることを傳へて、それが單に土器様式を主とした原始文物觀のみでなく、古尊彝の類にあつても安陽に先立つ形式が認められるとして、新たな注意を呼ぶことになつた。

この鄭州地區での住居址關係の示す所謂殷代の層序が上下の二つに分たれて、所謂安陽の殷文化と同じ層の下に、そ

れに先立つものゝあることは、既刊の一部報告書『鄭州二里崗』其他の示すところで、これが重要な新知見とせられるのは言うまでもない。併し同地出土の古銅器、殊に尊彝に關しては、紹介されている遺品に即する限り、既知の豊富な安陽殷墟・殷墓出土品の示す實際より觀て、到底そのような先行の段階のものとは認められない。これは李濟博士の擧げているように、同じ銅器類が安陽小屯地區に少なからず存し、他の殷代の通有な尊彝と伴出して、時代の寧ろ下るものたることを示す事實から明らかである。然るに右の先行の形式とする見解が、一九三二年春中共を訪れた日本考古學協會一行に依つて、同國に於ける新たな重要な知見として我が國に傳へられ、今やそれが一般化しつゝあるばかりでなく、更に歐米の學界にも波及し、中國古銅器研究に新展開を示すかの如く、同種の器が注目且つ珍重せられるの傾向を強めているのである。

私は早く一九二八年の夏ブラッセル市のサンカンテネル王室博物館 (Musées royaux du Cinquantenaire) の故ブッカン博士 (Dr. F. Buckens) が同じ鄭州で得た此の種銅器例に接して、それ等が見なれた尊彝と可なり様子の違ふ、粗造で、一見明器的な趣のあることに關心を持つたのであり、つゞいて巴里や紐育などで同じ形式の錫と覺しい金屬で作つた遺品を見出して興味を強めた。爾來一般古銅器研究の立場より爾後この種の遺品に關心して來たことである。従つて右の見地から鄭州の學術發掘に依る新出土例なり、これに先立つ安陽小屯の出土品の持つ資料に對して注意を拂つたこと言うまでもない。ところで是等既往の實物に即した知見よりすると、上記のような時代の遡る形式とは到底認められず、それとは反對な安陽の殷代に於ける古銅器の發達に依つて生じた後出の一つの型であること殆んど疑を容れないように思われる。されば鄭州の新出土に依つて説かれた一つの見方が重要視されているのに對し、こゝに論攷一編を作つて、右の銅器類の所見を録して、研究者の批判を請うことにした。

- 〔註〕 (1) 貝塚茂樹氏編『古代殷帝國』(昭和卅二年)の「殷人の故郷」の章、『世界考古學大系』(平凡社版)東アジア二『殷周時代』(昭和三十三年)、水野清一氏『殷周青銅器と玉』(昭和三十四年)等
(2) Howard Hanford; "Pre-Anyang" Oriental Art (Sept. 1958)

二

さて新たに安陽以前即ち殷代中期に遡ると言われる鄭州古墓出土の對象とする古銅器の實例は、一九五五年第十期の『文物參攷資料』に載せている。いまそれに基いて先づ實態を擧げよう。

「鄭州市白家莊商代墓葬發掘簡報」⁽¹⁾なる記述に載せたその古銅器は、一九五五年の春河南文物工作隊第一隊が同地の崗で發掘調査した二基の古墓に於ける副葬品中に殘存していたもので、すべて五十五器を數へる。―第二號墓五器、第三號墓十器―是等の銅器はその示す形が鼎・罍・爵等の三脚を具えた器形をはじめとして、觚・尊(簡報には罍とある)から盤に互つて、中での三脚の器類が特色を具へているように見える。ところで是等の諸器の形はいづれもが安陽殷墓群から出土した夥しい古銅器に於けると基本の形制を同じくするのは、圖版第一に載せた中での鼎・爵・罍・尊の寫眞に見るが如くであつて、所謂饗餞紋を以て器を飾つているのにも違いはない。たゞ異なるのは、作りがすべて薄手で且つ鑄造が粗であり、引いて一見古拙な趣を呈する點である。

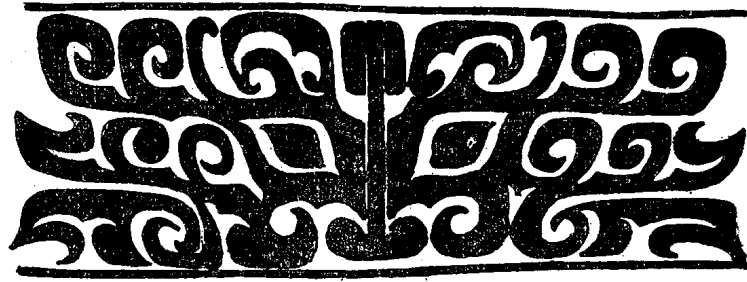
いま若干の器について見るに、四器を數へる鼎にあつては、共に双聲を作るところ鬲形陶器と違うが、一は丸底の器體が深く、三脚は刃形の短いものであり、他は下半が袋狀を呈して、それに短い脚を作つた形は鬲形土器に似ており、
(圖版第一 一右) 安陽殷墓群に通有な整つた棒狀脚の鼎とは同じくない。但し兩者とも口縁下の外側を飾つているのは饗餞紋帶

であつて、それは體軀の左右に長く延びた一つの型で、而も著しく異形渦紋化したもので、一方のは紋帶の上下に珠紋圈を繞らしている。次に罍・爵の二者の形では、それ〴〵定まつた器形をしているが、罍の蓋には犧首飾などなく、口縁に作られた柱頭は著しく簡單形式化した粗なもので(圖版第 一右中)作りは薄い。爵の方は平底で器體が上下に分たれた下腹の張つた形で、流は長く柱頭が形式的に作られたところは通有の爵に較べると同形ながら粗拙である(圖版第 一左中)。器を飾る圖紋は鼎の場合と同様な饗餞紋であり、また珠紋圈で上下を縁取つたものもあり、饗餞形の著しく渦線異様化したのを見受ける。尤も罍の一の器腹には別な圓渦紋を施したものがあ(3)る。その觚と盤を飾る裝飾紋も同様な饗餞紋である。

二器を數へる尊は普通には饗餞紋尊と呼ばれる可きもので、此の種尊のうちで器腹が大きく張り出した深い形で、上方に外に開いた口頸部をつけ、下方に踞りのよい圓足を具へたもので、作りは薄手ながら殷墓出土の尊に見る一つの定型を示しており、裝飾紋は器の全面に施されてある。即ち第二號墓出土の高さ二七・七釐を測る尊の裝飾は、器腹の中央、幅廣い帶での饗餞紋は左右に虺形を添へた整うたものである上に、肩部には横の位置をとつた夔龍形—尤もそれは可なり渦雲化しているが—を連ねており、更に頸部と圓足にそれ〴〵三條と一條の弦紋を施してある(圖版第 一左上)、第三號墓出土の他の尊での器腹の饗餞紋は、中核をなす獸面の部分が浮肉に表出されて、左右に體軀に當る平面的な渦雲様紋を添へ、更に上下に雷紋帶を繞らした繁褥なものである。その肩部には沈線の渦雲紋帶を配し、また頸部には龜の俯觀形を印して、それ等はいづれも殷後半の器の裝飾紋と相通じている。

以上のような古銅器の出土した遺跡は『簡報』に依ると、遺物の包含されている層下に穿たれた堅穴式壙であつて、共に既に一部分に破壊された所はあつたが、もとの土壙は長方形をしたもので、一方の第三號墳は下底に狗を埋めた腰

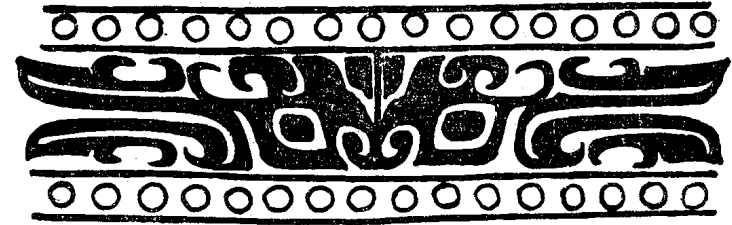
殷中期とされている鄭州出土古銅器の性質



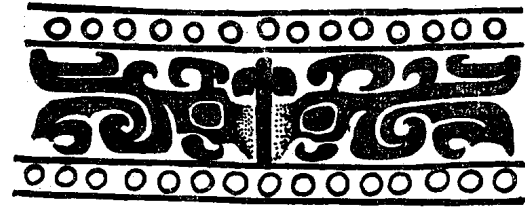
1 銅罍腹部



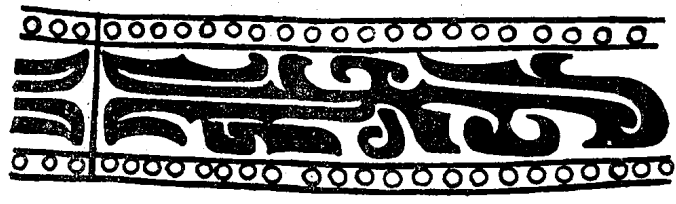
2 銅鼎頸部



3 銅觚腹部



4 銅觚腹部



5 銅罍頸部



6 銅爵頸部

第一圖 鄭州白家莊出土銅器の裝飾紋圖

(一二七)

五

坑があり、上邊の四周に所謂夯土臺（二層台）を作つて、その部分に、古銅器を主とする副葬品が置かれてあつた。これはまさに安陽に於ける夥しい殷墓群とその制を一にするものである。なほ他の隨葬具の著しいものとして第二號墓に象牙で作つた珍しい筒形の短い容器、また第三號墓に同じ象牙で作つた梳（櫛）、龍形佩玉などがあつて、其等はいづれも安陽殷墓群の出土品に見受けるものと同様であり、中での象牙容器は完形をとどめて、裝飾紋こそないが、侯家莊大墓の一の出土と推定される大阪江口治郎氏所藏の一器と制を一にするのが注目される。但し調査者に於いては墓そのものゝ示す以上の事實よりも、土壌が安陽以前と認められる包含層下に深く穿たれている點のみを重視して、時代の遡るものであらうとし、引いて銅器をも古く見ようとしているのは簡報に記する如くである。

〔註〕(1) 此の簡報は劉笑春氏と共に發掘に當つた張建中氏の執筆に係る本文八頁、圖版一〇葉のもの。出土の遺物はすべてその圖版に收められており、寫眞はやや不鮮明なもの乍ら、古銅器にあつては圖紋の拓影をも併せ載せている。

(2) この爵と殆んど同形品がいま上海博物館に收藏されている。圖版第一の左下に載せた細部は樋口隆康氏の撮影に係るもの、併せ載せて實體を見るに資した。

(3) 紐育の故ホームス夫人 (Mrs. Christian Holmes) 蒐集品中に、これと相似て器腹が丸く頸部に弦紋のみを繞らした大形の罍がある。但しその罍には犧首が飾られてある。

(4) 梅原『河南安陽遺寶』（昭和十五年、京都）參照

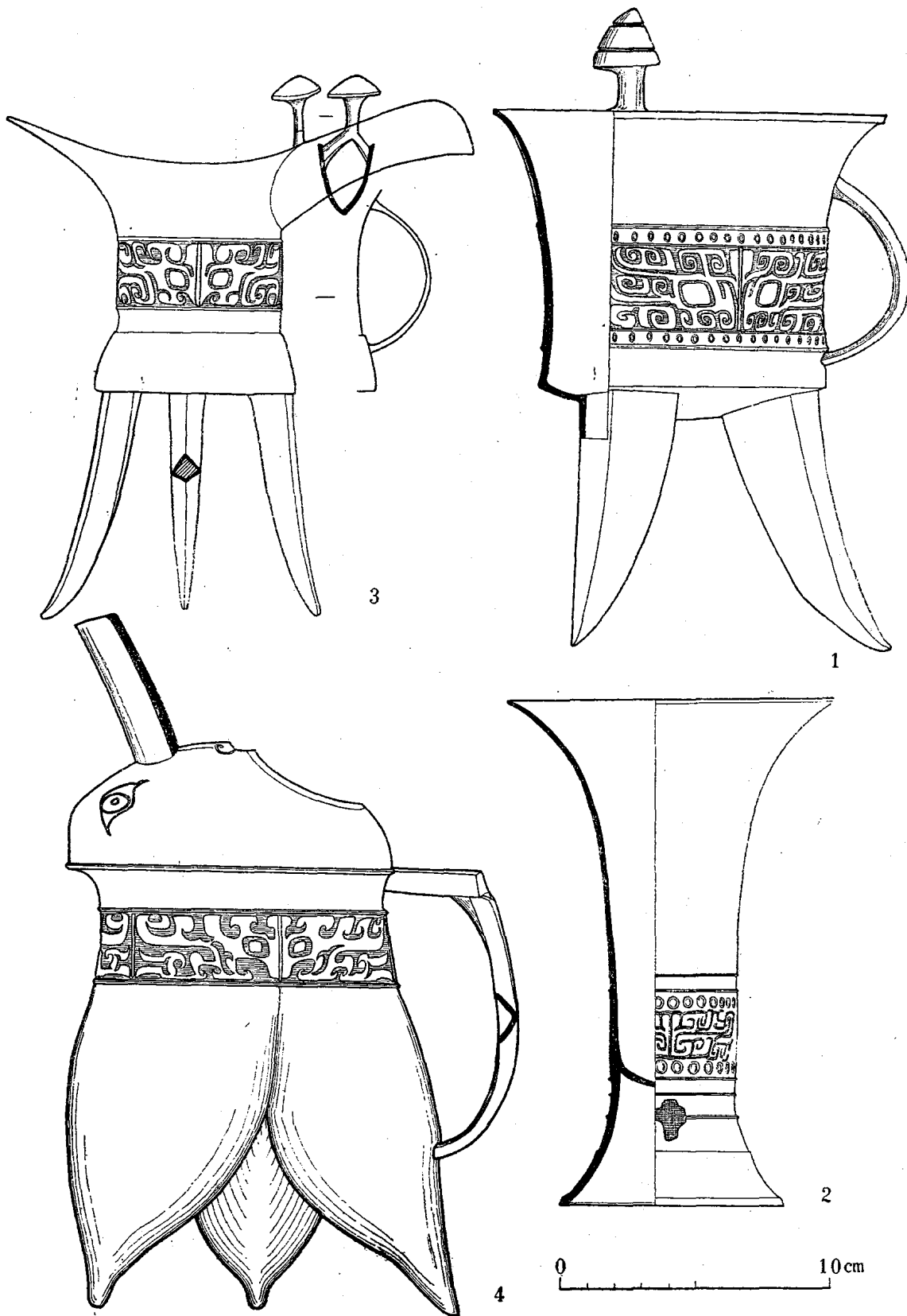
(5) 梅原『河南安陽遺物の研究』（昭和十六年、京都）第五「一種の象牙容器」參照

三

以上の鄭州に於ける發掘品のうち、今日一般に殷中期の古い銅器と見なされているのは、中での爵・罍・鼎・觚の諸

器である。ところで初にも觸れたように、同じ類の遺品は早くから既に少なからずその遺存が知られていた。いまこれを本邦蒐儲の器に就いて見ても、京都住友家收藏品中での爵・觚(1)の二器、芦屋黒川古文化研究所の罍(1)の如きがそれであり、また歐米に於ける瑞典ゲーテボルグ博物館 (Röhsska Konstlörd Musseet, Göteborg) の罍、紐育楊氏收藏の爵、故ホームス夫人ボストン美術博物館 (Museum of Fine Art, Boston) 所藏の罍などはその若干の例である。既記ブッカン博士の鄭州で蒐集した罍・爵・觚三器の如きは中で出土地の所傳をも伴うた古墓の出土品と認められる同じ實例である。更に同様な遺品が往年の河南省安陽殷墟の學術調査に當つて、小屯地區に於ける古墓の副葬品に見受けられたことは李濟博士の「記小屯出土之青銅器」に明記されているところで、同古墓群の掘開に依る洋の東西に四散した古銅器中に現實にまた同じ類が少なからず存し、うちに鄭州白家莊に於ける器と酷似したものを見受けるのである。次に私の調査した是等の諸器の中での若干に就いての所見を記して、銅器そのものゝ實體を明らかにしよう。

ブッカン博士蒐集中の罍は罍のある深いコップ状をした平底の器に刃状の三脚を着けた一見古調をとどめた形であるが、上縁に双柱を作るところ既に罍としての定型を示しており、器腹にはまた饗餞紋帯を繞らす。作りは薄くその銅質は精でなくて粗造な趣が強い。器腹の饗餞紋は兩眼のとび出た獸面的な一つの型で、三度繰返された體の兩邊は、渦紋的に便化しており、表出は薄くて凸起的であり、上下に整わない珠紋圈を添えてある(圖版第二右上)。高さ一六・六浬の觚も、作りの薄い粗造な器たること白家莊に於ける諸器と同じく、器腹の饗餞紋は同じ表出で最も簡單化したもの、また珠紋圈を添へている。この器では別に鬚足部に白家莊の尊の一に似た横向きの一種の虺龍形を五度繰返した帯紋がある。住友家の一觚(高一八・八浬)は地肌は滑かであるが、器形はこれと全く同じく、器飾は腹部に限られて、また珠紋圈を繞らした同式の饗餞紋であるが、これは線表出である(第二圖)。これ等に對してブッカン博士の爵は飾りのない



第二圖 銅器形狀實測圖

(1) 鄭州出土饗龍紋罍 (ブッカソ氏蒐集品)

(3) 饗龍紋銅爵 (紐育楊氏藏)

(2) 饗龍珠紋圈觚 (住友家蒐集品)

(4) 饗龍紋鬲 (ブランドージ氏藏)

素紋のものながら、器體を二段に作つて、下の腹部が丸形を呈し、上縁では流に近い柱が二支一頭であるのが爵の定型とはやや違う。この器と制を一にした爵で、一柱上に古調を具へた禽形の立體飾を加へたものが、大阪江口治郎氏の蒐藏銅器中に存し、相似た二支一頭の柱飾の爵は後述の安陽小屯地區の學術調査の出土品にもあつて、この方は器腹を便化した饗餞紋で飾つている。

一九二八年の冬紐育の楊氏の許で實見した土中古の色澤の鮮かだつた爵も、前者とよく似た二支一柱のもので、器の飾は平底の器腹にはなく、括れの上方の頸部に施され、薄い凸起狀に表出したその饗餞紋は白家莊の諸器に多い同紋の最も單粗な式である(第二圖の3)。住友家の爵は形は違わないが、その柱頭は小さい乍ら二つで、形も大きく、細い頸部のみならず外に張つた平底の腹部にも饗餞紋を飾る。その圖紋は頸部にあつては上下に珠紋圈を繞らした線表出の可なり崩れたもの、器腹の方は兩眼の目立つ獸面的な形を薄い凸起狀に鑄出してゐるのは、鄭州白家莊發掘品に於けると同様である(圖版第 二右中)。東京尾崎洵盛氏所藏の爵(高二八・二種)は双形の三脚はじめ器體が異様な形をして作りが更に薄く裝飾では頸部にあらゝ格子目紋を印するに過ぎない、外觀の特に古拙な器である。

學での紐育のカーター氏 (C. D. Carter, New York) 蒐集の一例は、前記ブッカン博士の鄭州で得た器と似ているが、作りはやゝ厚手で、面は珍らしく滑澤を帯びている。器飾は腹部に三條の弦紋を繞らすのみであるが、別に器の内に底に陽鑄の圓渦紋があつて、それは白家莊に於ける學の一の器腹に於けると同じく、同紋は安陽の殷器の裝飾紋に普通に見受けられるものである。ゲーテボルク博物館の學はこの種の尊彝としての標式的に近い形をしたもので、双柱上に扁平ではあるが圓渦紋の笠形飾があり、双狀の三脚も太くて外に張つてゐる。但し器腹の裝飾は珠紋圈を上下に繞らした渦紋化の著しい崩れた獸紋であるのは、上記住友家の爵のそれに近く、作りは粗で銅質も似てゐる。

圖版第二の右下に載せた一器は一層殷代定型の罍に似ていて、柱頭は瓶狀の整うた形に作つてある。併し器腹の裝飾はやはり住友家の爵と同巧であり、柱側の一方に「乍尊彝」なる三字の銘があつて、その書體は西周の器に見るものと似ている。相似てやゝ形の異様な大きな罍は黒川古文化研究所の藏器とボストン美術博物館の收藏のそれである。高二七・一厘を測る後者の器の柱頭はブッカン博士所獲の鄭州の器に似ており、刃狀の三脚は大きく外に張つたもの。但し作りは甚だ粗末で假器のような外觀を呈する。その頸部と平底の器腹を飾る饗養紋は、同じく體軀の左右に延びた渦紋化の型であるが、上來の諸例に比べるとやゝ整うていて、自から大きい形に相應じたことを思わしめるものがある(圖版第^二左^上)。

鼎に就いては京都大學文學部博物館に藏する一器が先づ擧げられる。²一九二九年秋に北京で此の器を見出した際、地肌の北方系の *Kettle* に近いところから同じ系統の器ではないかとしたものであるが、²その素紋でやゝ深い器の下方が袋狀を呈し、尖頭の棒脚を具へた外形は、まさに上記白家莊の銅鼎の一と制を同じくする。但し作りはやゝ厚い。大阪江口治郎氏收藏の一鼎またよく似た形で、器の袋部の目立つたもの、器腹に粗な珠紋の條帶を印しており、上縁の平な部分が二段に作られてある。蓋しこれはもと甗器を上に乗せる爲に資した作りなのであらう。³但しいまその外方の一部にある銘は明らかな僞刻である。東京程琦氏所藏の鼎は白家莊の出土品に見る他の一鼎と形を一にした丸底の下邊の三方に刃狀の脚を作つたもの。鑄造の際の范の合せ目の痕が目立つ古拙なその器腹では、三脚のそれ²に相對する部分に二個のやゝ長方形の突起を作つてに過ぎない。これは饗養形の兩眼の名殘と認められる(圖版第^二左^中)。

シカゴ、ブランデーシ氏 (Averyly Brundage) 蒐集品中にも厚手作りのそれ等と同じ外形の鼎がある。この器では袋部のそれ²に獸面を象徴化した大きい目に眉を添へ表はしており、頸部には渦様化した饗養紋を配して、線表出でのそれは可なり崩れたものである(圖版第^二左^下)。

こゝで白家莊出土の銅器に同形な器はないが、薄い粗な作りで、同一の圖紋を以て飾つた注口の容器の盃の遺例がまだ同じ一類として擧げられる可きであらう。この種の器では獨逸國立博物館東洋部 (Staten Museum für Ostasiatische Abteilung, Berlin) 所藏品が著しいが、シカゴのブレンダー・シ氏蒐集の一器 (高二七・七釐) はその通性の目立つものである。一方に長い筒狀の注口を備へ、上面が猪目形に近い口を開いた盛蓋狀をしたこの器の主要な部分は、尖底壺を三つ合せたような外形をして、その注口と反對の側に大きな蓋 (把手) を作つた所謂鬻形である (第二圖) の⁴。その裝飾は上邊部の注口下の左右に大きな眼球を印し、開いた口の一方に小さな鼻梁が見られ、器腹には饕餮紋帶を繞らしており、その後者は白家莊の銅鼎の一の頸部のそれと符節を合せたようなものである。獨逸博物館の一器は高さ四七釐を測る大形品で、而も作りが薄く、器腹の圖紋は同じ渦紋化した細長い饕餮紋であつて、それは線表出の式であり、上下に珠紋圈を繞らしている。なほこの器の蓋には角の目立つた同じ線表出の獸首形が鑄表わされてある。⁽⁴⁾

〔註〕 (1) 『泉屋清賞』彝器部第八十五圖及續編彝器部第七十八圖所掲

(2) 梅原「北支那發見の銅容器と其の性質」『古代北方系文物の研究』所收 (昭和十三年)

(3) 是等の器は水野清一氏の『殷周青銅器と玉』に掲出されて、殷中期のものとしてされている。

(4) Otto Kummel; Chinesische Bronzen (Berlin 1926) 及『歐米蒐儲支那古銅精華』彝器部圖版第一四二所收

四

さて河南省安陽殷墟地域での大規模な既往の學術調査の際出土した同じ形制の銅器に就いては、その小屯地區發見のものが李濟博士の記述に見えていて、十基の古墓に副葬してあつたと言う七十六器の遺品中、此の類は二十餘を數え

る。その器形はやはり上に舉げて來たと同じ、爵・罍・鼎・觚の類を主とするが、外に白家莊の古墓に於けると同じ尊なり、盤などもある。いま中での同じ通性のものを舉げると次の如くである。⁽¹⁾

先づ爵ではM 332號墓の平底の器が、形の上で問題の諸器と同じく、器腹を飾る饜餮紋も、上下に珠紋圈を配した全く同様なものであるのをはじめとして、M 329、M 388兩號墓の二爵は上下に珠紋圈はないが、また相似た表現の饜餮紋を以て飾つたもので、その流に近く二支一柱を作つてゐる。前者に較べるとM 338號の爵は作りが粗で、鄭州の器に酷似する。次に罍ではM 331、M 333號墓の二例が、それぐ上記ポストン美術館と黒川古文化研究所の遺品を髣髴せしめる器形で、後者の器腹に於ける上下の饜餮紋帯は上下に珠紋圈を施すと共に、その表出の工合も一致する。作りも粗で薄い。

小屯地區での十五器を數へる觚のうち、鄭州出土品と同じ類は李濟博士のb₁—b₃としてゐる器で、これ等はいづれも形を同じうした粗な作りである。そのM 232、M 388兩號墓出土品は弦紋のみの極めて簡素な外觀の器であるが、M 331號墓の高一八・六糧を測る觚は、器腹を飾る饜餮紋は便化の度合が全く同じく、表出も同様で而も上下に珠紋圈を繞らしてゐる(圖版第 三左下)。またM 238の同じ大きな一器では同式の饜餮紋帯が圓足部にも配されてある。こゝで作りは薄くて精とは言い難いが、口頸が喇叭の口狀に開き、器腹の細い外形で、全面を豊飾した殷後半の標式的な觚が同じ墓に共に隨葬されていたことを附記す可きであらう。

鼎の類では丸底に先端の尖つた三脚の一つの型の同じ器が多く、それ等は主として弦紋のみを繞らした單素な外觀を呈する。たゞその中でM 338號墓の鼎(高一七・三糧)の頸部の帶紋は饜餮形であつて、上下に珠紋圈を配しており、饜餮紋は上來の諸器と同じで而も形の整うたものである。ところで此の鼎の上面は、縁が大坂江口治郎氏の一鼎と似た二段に作られてゐるほか、その三脚は扁平な刃形で而も一種の虺龍形であるのが違ふ(圖版第 三右上)。出土地の局部は明らかでな

いが同じ安陽地帯の古墓の遺葬品と認められる同式の鼎で、器腹を飾る珠紋圏を伴うた饗餞形がやはり鄭州の式の整うたもの、而も獸形の三脚が短くて先端の丸く形式化した器がある（高約二〇糎、紐育載氏藏⁽²⁾）。ちなみに此の種脚の鼎は殷墓群の掘開でやゝ數多く見出されているが、それ等に較べると右の器がその形式化したこと明らかである⁽²⁾。

次に尊ではM 333號墓出土の二器が不思議に見える程、白家莊の二尊のそれとよく似ている。即ち高さ二七・六糎の一は、外形なりその裝飾紋が白家莊第二號墓の出土品と同じく、また器高三〇糎に上る他の一は、器腹の幅廣い帯の饗餞紋が、大きな肉刻表出の獸面を中核としたものであつて、肩部での紋帯と共に、やゝ複雑ではあるが第二號墓出土の尊と趣を同じうするものである（圖版第⁽³⁾三右下）。

小屯に於ける如上の古銅器を隨葬していた古墓は、すべて他の安陽地帯で見出された夥しい殷後半の古墓と同様な地表下に壙を穿つた豎穴墓の形式に屬して、下底に腰坑を伴うたものが少くない。なほ他に陶質容器なり、佩玉その他の装身具を副葬しているのも白家莊に於ける上記の古墓の場合と異なるところがない。そして同地帯での古墓は規模と隨葬品の上では概ね中等位以下のものである。尤も中で四墓が四つ目狀に位置した一群は、やゝ規模の見る可きもので、その墓壙では中央の伸展葬した遺骸の棺を繞つて、兩側に各三躰、前後に各二躰の遺躰が上下に相重なつて殉葬されており、副葬品も他よりは多くて、その一つのM 388墓には、問題の觚・鼎はじめ他の粗造な古銅器に、窯器として別に珍らしく完形を保つた彫紋のある白陶の豆・有蓋の壺等の容器と、同じ白陶の精巧な壙の遺存が擧げられる。ところが此の墓はもと深く穿たれた所謂窖の上に重ね營まれていて、營造に當り窖の一部を埋めて壙底としたものであり、埋められた窖内には安陽盛時の硬質陶片が遺存して、古墓として、それよりも時代の下ることを示すことが調査者に依つて確認されたのは特に記さる可きである⁽⁴⁾。

〔註〕 (1) 此の項の遺物類の記述は主として李濟博士の「記小屯出土之青銅器」上編に據つたが、兼て昭和十一年四月並に昭和卅一年

秋の實物に就いて調査したところを参照した。掲載したその若干の寫眞は李濟博士の寄與に係るものである。

(2) *Oriental Art, Vol. IV, No. 4 (1958)* 参照

(3) 此の種禽獸形をした扁平な刃足の鼎は安陽の殷墓群掘開に依つて例を加へた形の一つである。その著例はいま主として米國に保存されている。ミネアポリス美術館のピルズベリー蒐集品 (*Karlgren, The Pillsbury Collection of Chinese Bronzes, Minneapolis, 1953*) の如きはその著例の一つである。Numbers. 4, 8 参照。尤も中國でも故劉體智の蒐集に係る同様な優秀品が中央博物院に保存されている。概して淺い鉢形の器體ではあるが、問題の器が形式上是等の流れを受けた後出のものたること、兩者を對比すると明瞭である。

(4) ここに擧げた出土古墓の状況についてはすべて發掘調査者たる石璋如・高去尋兩氏に據る。その最後に擧げた考古學上重要な所見が主として高去尋氏の綿密な發掘作業中の觀察に依つて認められたことを注記したい。

五

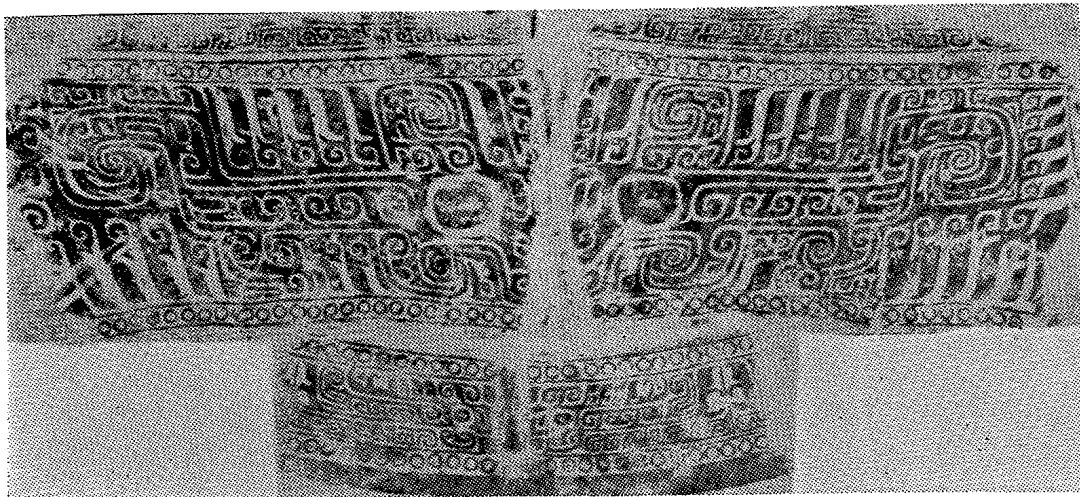
以上鄭州での出土例からはじめて、今日殷の中期即ち安陽以前の殷代の古いものとせられる古銅器の實體についての具體的な所見を録したのであるが、この記述と附載の圖に依つて、問題の銅器類が古くから存し、同じ類が學術調査の行われた河南省安陽の殷墓群の隨葬品中にも遺存したこと、既に報告せられている小屯地區での實例の示すところである。この小屯地區での副葬されていた古墓の形式なり、また隨葬の他の遺品はすべて白家莊の墓の場合とよく一致している。従つて右の古銅器はその點で安陽の殷墓と違ふ時期のものであると認め難いこと自明である。これに較べると鄭州に於いて重要視されている墓の位置がより、古い層の下にあつたと言う點の如きは、實は同式の墓壙が一般に地下深く穿たれるものたる點よりして、たまく古い包含層下に營まれた場合に過ぎなかつたと解せらる可き公算が大である。

ところで、古墓にあつて一般に確かな徴證を得難い層序に依る時代の先後の關係を見る上に於いて、いまの場合別に上記の安陽小屯でのM 388號墓の示すところが、同地の殷墓群のうちにあつて寧ろ時代のおくれるものであること、即ち、やゝ規模が大きくて隨葬品も豊富な同墓壙が、同代盛時の窖の上に營なまれていたと言う稀な事實に依つて、幸にもそれが推し得るのである。出土の遺跡の示す右の重要な考古學上の徴證から、更にこれを實物それ自體に就いて見ても、上記の器の通性の上に安陽以前に遡り得ないことは、同地の大規模な發掘に依る知見との比較から確められる。

先づ是等の諸器は、その器形の上で一見古拙な趣を持つたもの、乃至特徴のある古い土器と形態を同じくする類のある點、例へば鼎の或者、鬻の如きに於いてこれを見るのであるが、總じては、主な罍・爵・觚・尊などそれ〴〵殷代の諸器に一般に見るところと同様な、一つの固定した形を具えたものであつて、形の上で先行形式と解す可き何物もない。たゞ夥しい同代の同じ類に較べると、作りが薄く粗造で、引いて古拙に見えるのがやゝ目立つと言ふに過ぎない。ところでこの一見古拙な外觀に於いても、器體構成の細部になると、それ等は原始的な趣に乏しく、古調を具へたかに見えるものにあつても、實は整うた形の便化したものであること、例へば目立つ罍・爵などの柱頭、鏝の形が現實に示すところである。同様なことは殊に器を飾る圖紋に於いて著しいものがある。

此の一群の銅器は、目立つた裝飾などのない點で古い窯器と同様なものもあるが、その多くはやはり怪獸紋で器體を飾ること、從來知られた古銅器の通性を具えていて、それが特色ある所謂饗餞紋を主とすることも違わない。但し殷大墓出土品はじめ現在知られた遺品に較べると、右の裝飾は著しく嚴整繁褥でない。

これが素紋の器のあるのと相俟つて、單純な形式觀では時代の遡る先行のものとするに一つの徴證たるかの外觀を呈する。併し翻つて饗餞形を主とするその圖紋となると、上掲の諸例で指摘したような、明らかに殷代後半に於ける若干



第三圖 整うた饕餮紋の一つの型の二例 (拓影)
(上) 饕餮紋簋 (京都某氏藏) (下) 饕餮紋双足鼎 (寧樂美術館藏)

の饕餮紋中の一つの固定化した表現をとつた可なり便化したものである。元來この饕餮紋の型は正向した獸面を中核としているのは他と變りないが、左右に延びたその體軀に當る部分は渦雲形となつた帶狀の平面的な表出の類であること、第三圖に載せた安陽殷墓出土例の如くである。本一群がそれと同型の而も著しく崩れて形式化したものたることは、それと第一圖の若干例との比較に依つて疑を容れる余地をのこさない。

白家莊から出た古銅器を飾るその或者の獸面では著しく簡單化したものなり、また他に饕餮紋の全く崩れて不恰好な渦紋狀と化したものなどは、一層具體的に後出のものたることを示している。形態の上で古い土器の鬚と同じ趣のある獨逸博物館東洋部の盃を飾る器腹の帶紋の如きにあつても、それは右の線的

表出の渦紋化したものに他ならず、同形のブレンダーシ氏收藏の一器では帯紋の外に、上面に於ける簡単な眼球の目立つ獸面裝飾が、侯家莊西北崗の大墓出土に係る三器一具の盃の上面に見る怪異な獸面飾の系統を襲うて、それが著しく簡單化したものであること、目立つた兩眼の他に猪目狀の口の上邊に鼻梁を表わしていることから、よく窺われるのである。

なほこゝで是等の飾られた帯紋に於いて、その上下に珠紋圈を繞らしたものと少くないことの如きも、此の種帶圈のある古銅器が安陽出土品にあつては時代のおくれる器に見られる一つの事實であるのが顧みられよう。かくて問題の一群の器には、時に外觀上、一見古拙に見える面はあるが、形式の上からは到底安陽出土の器に先立つ原始のものであり得ず、寧ろ反對に退化の形態であつて、それは初に擧げた副葬されていた古墓から推された事象ともよく相表裏するのである。

六

鄭州での出土品から特に注意に上つた一群の古銅器が、時代の上で安陽殷墓群發見の銅器類に先立つものでなく、反對に寧ろ中での後出の形式とする如上の所見は、自から殷代の後半に於いてこの種の所謂退化型式と見られる銅器の同時に行われたことを物語るものに他ならない。殷後半に於ける尊彝の類にこのような一群の器が作られたことは、中國古銅器の發達の上での表われとして、單なる時代の先後の問題を超へて、そこに示唆する重要な面がある筈である。そしてそれは既に前に明らかにされた安陽殷墓群出土に係る古銅器の性質を顧みることによつて考へられるもののあるのが思われる次第である。

河南省安陽侯家莊での千二百を超へる殷墓群の學術發掘が行われてから既に廿餘年を経過したことであり、それに先立つ同地での古墓群の掘開で見出された夥しい同代の遺品、殊に古銅器の類は夙に洋の東西に流出して研究と觀賞の對象となつており、これが中共治下になつての一部學術發掘の結果と相俟つて、今や殷代の一般古銅器殊に尊彝の實際が頗る明確となつていることは改めて言を須^いない。

この明らかになつた古銅器類に就いて、先づ認められることは、尊彝の類が容器としての形態をしてはいるが、同代一般の日常の容器たる土器・陶器と比較する場合、基本形の同一なものにあつても、その間に著しい開きを示すと共に、多様なその個々の器形が、いづれも概して固定的な形をしている點である。これが他の文化圏に殆んど類を見ない罍・爵・觚・卣・鼎・兕觥などの器形に於いて目立つており、禽獸形の特異な形のものも少くない。そして是等の器はすべて鬲足(臺)か器脚を具へて安置する形をとつていのである。また他方で器を持ち擧げる提梁・把手(鑿)を具えていゝるものが多い。

右の外形に對して器の裝飾にあつては、極めて稀に素紋のものもありはするが、殆んどすべてが禽獸紋で豊飾されて、それ等は單なる器の一部の裝飾たる域を超へた繁褥にして、寧ろ器形と結合した趣を呈するのが著しい。また是等の圖紋の表出は概ね肉取りの厚い手法を以てしたもので、彫塑的である點に一つの共通性を示す。これは日常一般の陶質の容器の贅飾とは違ふ。ところでこの裝飾の禽獸紋は、いろいろな種類に互つていゝるが、中にまた虺龍形と所謂饕餮紋、鴟鵂・蟬・夔鳳などいくつかの目立つた種類があり、その著しい饕餮紋の場合ではまた若干の型とも見るべきものの既に並び存することが認められるのである。

上記の形制の器でそのような圖紋で飾られた遺品が、時に白銅を以てして、多くの場合巧みな鑄上りを示すのであ

る。これは正に尊彝として古くから知られて来た中國での古銅容器に見られる頂點を具象すると同時に、性質の上でも明らかに常用の陶器などと異なる所のあることを自から示すものに他ならない。繰返すことになるがこの種の器は侯家莊での殷大墓群をはじめ、その殉葬墓の或者にまで隨葬されていて、右の大墓群の出土品が最も莊重で、而も優れていること、例へば第一〇〇一號墓の三器一具の盃なり、牛鼎・鹿鼎の如實に示す如くである。他の多くの古墓にあつても、内容の相當なものにあつては概ね同じ様な趣が認められるのである。その大司空村南方で調査された一群の簡素な古墓群の如きに於いても、隨葬品には常用の陶質容器と共に、古銅器の形を模した爵・斝・壺などの陶質の明器を主とする間にあつて、なほ時に同じ銅器が副葬されてその一般にまで及んだことを示している。⁽²⁾

それ等が、前後少くも二百年に近い期間の殷王朝の首都だつた安陽地域での古墓群出土に係る夥しい古銅器である以上、うちに自から時代の前後を示す器形があるのは言うまでもないことながら、而も、總じて殷後半の古銅器の實態が上記の如きものであつて見れば、問題の鄭州の銅器例の如きが、これ等に先立つものであり得ないのは余りにも明瞭であつて、引いてそう云う古銅器の盛行に伴うて生じた次現のものたることは當然認められる筈である。

先づ問題の類が如上の安陽古銅器群に較べて、形制特に器飾の上で、便化の目出つものであること、すべての器の實際が明示するところであり、それに加へるに器の作りが總じて粗末である。して見ればそれは自から、銅器類の盛行がづくにつれて、一部有力者のみならず、より低い階級の人達の間にも行われるようになった際の一つの表われであることが自から何人にも氣附かれるべきであらう。然らば問題の鄭州の出土品の如きは此の場合での殷後半の青銅文物の地方に波及した際、技術上からの制約に基く一つの作例と見られることである。鄭州にあつては古墓の他に、住居址に聯關して同種の銅器を製作した煉銅の遺構が別に紫荆山北と南關外其他に存して、その地での製作の認められること

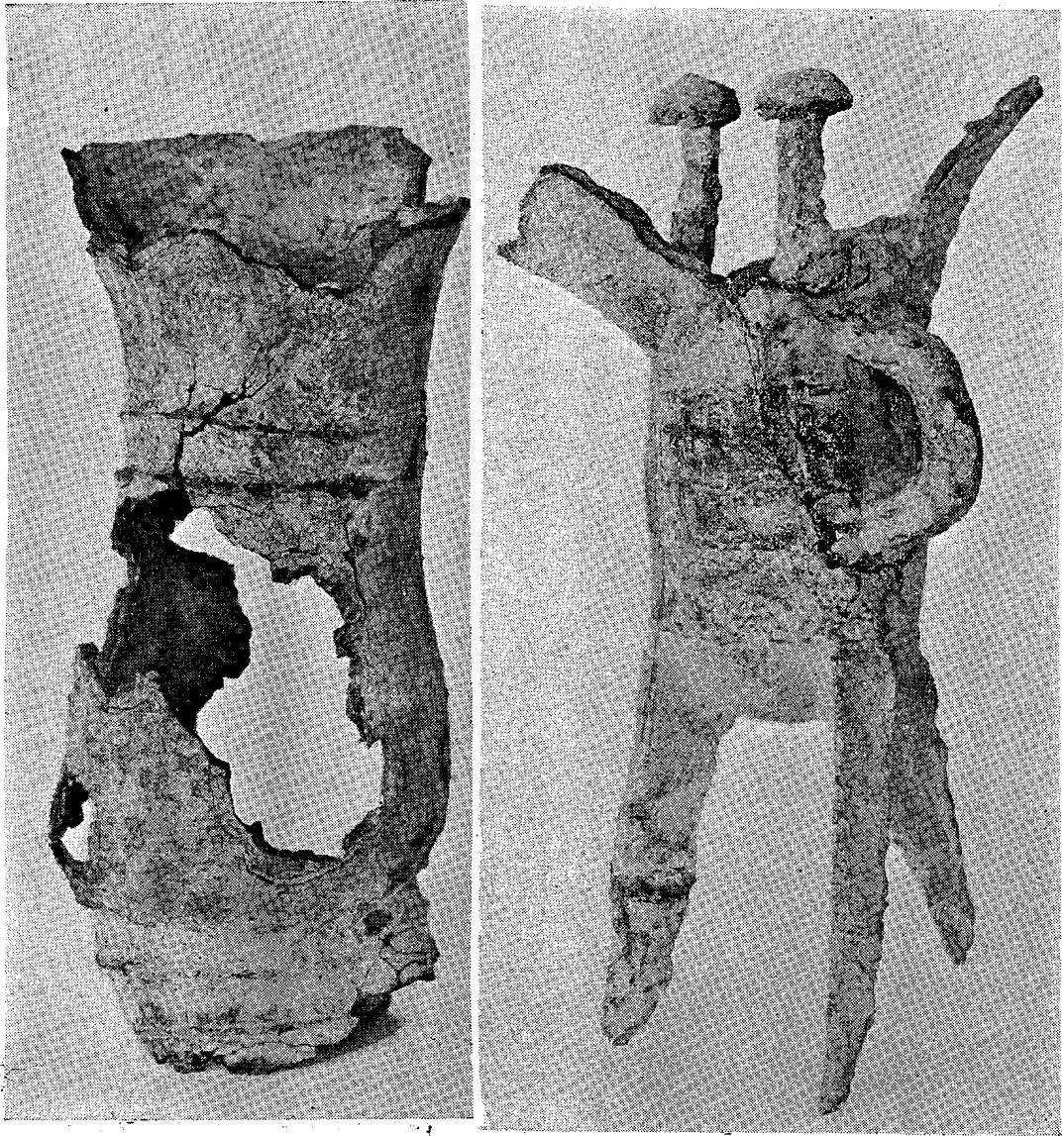
は、恰もそれに照應するものであるのを思わしめる。

樋口隆康氏の實見談に依ると、鄭州の器と制を一にする罍並に爵で、製作の一層粗拙な素紋のものが湖北省の黃陂縣盤左城から出土して、いま湖北省博物館に收藏されてあるとの事である。圖版第一の右下は氏の撮影に係るその罍の寫眞である。これは同じ地方出來の器と見るに最もふさわしい。

このような觀點からすると、上舉の一群中に於ける古い史前の陶質器とよく似た原始的な鼎や鬲の如きものも、古銅器が地方に波及した場合の鑄器と解することに依つて、外形の古拙にもかゝらず、裝飾紋の同じ退化型たる、一見矛盾した事象が合理的に認められるであらう。こゝで上記京都大學文學部博物館の鼎を購入した際、北方系の所産と想定したことも、自から聯關するところのあるのが顧みられることである。⁽³⁾

以上安陽古銅器の實體よりして問題の古銅器の作られた所以を觀じたのであるが、安陽の殷墓の示すところでは、更にこれに加へて併せ考へるべき面の残されているのが思われることである。即ち安陽の古墓群に於いて、それ等が現實に時代の下ると認められる、而も内容の豊富でない墓に副葬されている點である。このことは當代墓制の普及に伴う階層の低い人達の墓に隨葬されている陶質の器―古くから明器と呼ばれている類―と脈絡の相通するもののあることを示唆する。安陽の古墓群のあるものより出土する陶質器に、鼎をはじめとして爵・罍・觚・壺などの古銅器と形態を同じくする器がある。⁽⁴⁾ 單なる外形の同様な面のみをとつて、この類を古銅器に先行するものとする見解が一部に行われているが、その實體を検討すると、古銅器を模した隨葬品、即ち右の明器に相當することが出土状態と併せて認めらるべきである。

これを同じ時代に行われた銅利器に就いてみても、すでに早く指摘せられているように、時代を特色づけている戈・



第四圖 錫と思われる金属の觶と尊（天理参考館蔵）

鉞・矛などの主要な類に於いて
實用の利器と共に、一方に著し
い裝飾を施した豪華なものが立
派な同形の玉製品と並んで、大
墓其他に少なくないのに對し、
他方で同じ外形ながら扁平な作
りで到底實用に耐えられそうも
ない遺品が同時に存している。
この類は概して鉛の多い銅で作
られており、稀に鉛乃至錫を以
てしたのものを見受けるのであ
る。そして後の類が概ね小規模
な墓の副葬品であることや、候
家莊西北崗の大墓に附隨した無
頭の殉葬墓にそれが隨葬されて
いる點で、所謂明器たることを
示すのである。

對象とする古銅器では、いづれも固より銅で鑄造されて、饕餮などの圖紋を以て飾られていることではあるが、その裝飾紋は右の銅利器類の中での假器たることの明らかな戈・矛などに見るものと同じ趣を呈する。更に此の場合、初めにも觸れたように、同じ類に青銅ではなくて錫と覺しい金屬を以てした器の存することが注目されるのである。私の最初に注意した尊彝でのこの著例は、一九二八年の秋新出土品として中國から紐育に齎された爵・罍・觚・尊・卣・簋等の諸器より成る一群である。當時その外形乃至簡単な裝飾紋などより周代前半の製作と推定されたが、現在の知見からすると、所謂殷周間の形式に屬して、中での爵・觚・罍の如きは、問題の銅製品と同じ範疇に入るべきものである。その後囑目した同様な爵・罍等の例にあつても、現に天理大學附屬參考館に收藏する故清野謙次博士蒐集品の如き、一見簡粗な外形に於いて問題の器とよく軌を同じくするものである(第四圖)。

このように見て來ると、問題の銅器類の安陽地區での存在に就いて、別に殷の首都に於ける文物の發達に伴う器の盛行と表裏する隨葬の風によつて生じた明器的なものの一とする來由がまた推される。ここでなお實例は少ないが、安陽殷墓の學術發掘に係る確かな樂器としての銅鉦と、全く形制を一にした黒陶質の陶鉦が存して、それが朱彩され現實に明器たることを示すのが併わせ顧みられることである。

鄭州出土の古銅器類の行われた實時代と器の性質が以上のような如きものであつて見れば、安陽の尊彝に先立つ先行の類は別に探求せらる可きことを要しない。銅製品とするとそれは將來の新發見に俟つの他はない。併し從來その類を缺如しているのに對し、安陽出土品に見る各種の容器類の示すところからすると、その先容の基本形態の史前の土器にあることは誤りないとしても、如上の尊彝の固定した複雑なる形なり、殊に彫塑的な裝飾手法を顧みると、中間に木器の段階のあつたであらうことが尊彝自體の實用を離れた性質と聯關して示唆するところがある。而して安陽侯家莊の

大墓群其他に現實に尊彝そのまゝの、木器の隨葬されてあつたことが、その黄土上の印影から確められて、一層その然ることを考へしめるのである。⁽⁹⁾

〔註〕 (1) 尤も中央研究院の殷墟殷墓の學術發掘に依る夥しい出土の遺物に就いては、土器、陶器類を除いて未だ詳細に記述されていない憾がある。銅器類にあつてはなほ上引李濟博士の「記小屯出土之青銅器」の記述と陳夢家氏の「殷代銅器」(『考古學報』第七冊)を擧げ得るに過ぎない。以下の所見はこれ等に加へるに筆者の實物に就いての所見から歸納したものである。

(2) 此の重要な考古學上の所見は一九三六年秋(十月二十四日—十二月十日)高去尋氏の行つた大司空村第二回の調査で確められたものである。(石璋如氏編『歷史語言研究所考古年表』參照)。詳細な調査報告は早く高去尋氏の手で出來上つて聞かぬが、まだ公刊されていない。

(3) 梅原「北支那發見の銅容器と其の性質」(前出)參照

(4) 調査に當つた高去尋氏の所見に基づく。

(5) 梅原「フリア美術館收藏の儀仗の利器と其の分類」(『東洋史研究』二三ノ四)、梅原「支那の青銅器時代に就いて」及び「化學上より觀た支那の純銅器時代の確認に就いての疑問」(共に『支那考古學論攷』所收)參照。なほ其の詳細は近刊の『殷墟』に載せる。

(6) 高去尋氏の調査の際の所見に基づく。

(7) この一群の器は梅原「支那古銅器形態の考古學的研究」(『東方文化研究所研究報告』第十五冊、昭和十五年)の圖版第四五に載せてある。同じ類で一層問題の器と似たものに、ほと同時に巴里に齎らされたものがあり、またやや形の整つた爵一雙を昭和十二年に、大阪淺野榎吉氏が北京から將來した。

(8) 此の古陶鈺は大和文華館に所藏されている。梅原「中國上代の二三の古陶」—古明器と施釉の器—(『大和文華』第一〇冊)參照

(9) S. Umehara; Antiquities exhumed from the Yin Tombs outside Chang-te Fu in Honan Province, (Artibus
殷中期とされている鄭州出土古銅器の性質

〔附記〕 Asia Vol. XIII, No. 3, 1950) 及梅原「殷墓發見木器印影圖錄」(昭和卅四年、京都) 參照

この小編で取扱うた遺物の基本調査に就いては關係の各位、特に安陽の出土品では李濟・高去尋・石璋如諸氏の厚意に負う所が多かつた。また挿繪はすべて金關恕君の助成を受けた。共に記して謝意を表する。